

令和5年4月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第16225号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年11月29日

判 決

5

原告

同訴訟代理人弁護士

山本裕夫

被告

(以下「被告W」という。)

同訴訟代理人弁護士

伊藤まゆ

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地

被告

学校法人早稲田大学

(以下「被告早稲田大学」という。)

同代表者理事長

田中愛治

同訴訟代理人弁護士

水橋孝徳

同

河崎健一郎

同訴訟復代理人弁護士

福島健史

主 文

20

1 被告らは、原告に対し、連帯して55万円及びこれに対する被告Wは令和2年2月21日から、被告早稲田大学は同月20日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 被告早稲田大学は、原告に対し、5万5000円及びこれに対する令和2年2月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

25

3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、原告に生じた費用はこれを10分し、その1を被告Wの負担と

し、その1を被告早稲田大学の負担とし、その余を原告の負担とし、被告Wに生じた費用はこれを5分し、その1を被告Wの負担とし、その余を原告の負担とし、被告早稲田大学に生じた費用はこれを5分し、その1を被告早稲田大学の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告らは、原告に対し、連帯して550万円及びこれに対する被告Wは同月21日から、被告早稲田大学は令和2年2月20日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 被告早稲田大学は、原告に対し、110万円及びこれに対する令和2年2月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、①被告早稲田大学及び同大学の教授（当時）である被告Wに対し、在学中に、被告Wからハラスメントを受け、また、被告早稲田大学が同ハラスメントに対して適切な対応をしなかったことなどにより精神的苦痛を受けたと主張し、被告Wに対し、不法行為（民法709条）に基づき、被告早稲田大学に対し、使用者責任（民法715条）及び債務不履行（民法415条）に基づき、連帯して550万円（慰謝料500万円及び弁護士費用50万円）及びこれに対する訴状送達の日（被告Wについては令和2年2月21日、被告早稲田大学については同月20日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「民法」という。）所定の年5%の割合による遅延損害金、②被告早稲田大学に対し、同大学を退学した後に、被害回復に尽くすべき義務を怠ったなどと主張して、債務不履行及び不法行為に基づき、110万円（慰謝料100万円及び弁護士費用10万円）及びこれに対する訴状送達の日（令和2年2月20日）から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅

延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

当事者間に争いがない事実並びに証拠（枝番は適宜省略する。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実は、次のとおりである。

(1) 当事者等

ア 原告は、平成25年3月、 大学法学部を卒業し、平成27年9月、被告早稲田大学の文学学院の大学院修士課程の現代文芸コース（以下、単に「現代文芸コース」という。）の入学試験に合格し（以下「本件合格」という。）、平成28年4月に現代文芸コースへ入学し、平成30年3月に退学した者である（以下、原告が被告早稲田大学に入学してから退学するまでの間を「本件当時」という。）。原告は、婚姻していたことがあるが、本件当時は独身であった。

イ 被告早稲田大学は、早稲田大学等の教育、研究機関を設置する学校法人であり、その学内組織として、ハラスメント防止委員会及び同事務局（以下、これらを併せて「ハラスメント防止室」という。）を置いている。

ウ 被告 W は、原告が現代文芸コースの入学試験を受験した当時及び本件当時、文芸評論を専門とする現代文芸コースの教授であり、当初、原告の指導教員であった。（甲2）

被告 W は、平成30年7月27日付けで原告に対するハラスメントを理由に被告早稲田大学から解任された。（甲9）

被告 W は、既婚者である。

エ M氏（以下「M教授」という。）は、本件当時、現代文芸コースの教授であり、同コース主任であった。

オ I氏（以下「I准教授」という。）は、本件当時、現代文芸コースの准教授であった。I准教授は、被告 W の元教え子である。（甲2）

カ H氏（以下「H教授」という。）は、本件当時、現代文芸コースの教

授であり、専門分野は創作(小説、批評、エッセイ)であり、被告Wの後の原告の指導教員となった者である。(甲2)

(2) 概ね争いのない事実経過

5 ア 原告は、平成27年9月の入学試験以降、平成28年4月に現代文芸コースに入学するまでの間も、被告Wが授業を聴講するように案内したことから、被告Wの授業を聴講するなどしていた。

イ 原告は、平成29年4月20日、被告Wと飲食店に行った。その際、被告Wは、原告に対し、「卒業したらおれの女にしてやる」といった趣旨の発言をした。

10 ウ 原告は、同月24日、M教授に対し、被告Wの上記発言をはじめとして被告Wからハラスメントを受けている旨の相談をした(以下「本件相談」という。)

エ 本件相談を経て、M教授ら現代文芸コースの教員らは、原告の指導教員を被告Wから変更する調整を行い、原告の指導教員は、同年5月、被告WからH教授に変更された。(乙ロ12)

15 オ 原告は、平成30年3月末、現代文芸コースを退学した。

カ 原告は、同年4月16日、被告早稲田大学のハラスメント防止室に電話連絡をし、苦情処理申立ての手續に関する問合せをし、同日、メールにより日程調整の連絡をした。(乙ロ13)

20 キ 原告は、同月23日、父とともに、ハラスメント防止室を訪問し、被告Wから受けたハラスメントの内容を説明した。その際、ハラスメント防止室の担当者は、原告に対し自身の名前を名乗らなかった。(乙ロ13)

ク 原告は、同年6月、ハラスメント防止委員会に対し、苦情申立書を提出した。(甲3)

25 被告早稲田大学は、原告の申立てを受けて、ハラスメント防止委員会とは独立した本件に関する調査委員会(以下「本件調査委員会」という。)を設置

し、原告の申立てに係る被告 W M 教授及び I 准教授のハラスメント、ハラスメント防止室の対応の不備等について、調査を開始した。

ケ 本件調査委員会は、平成30年7月12日付け調査報告書(甲8。以下「本件報告書」という。)及び同年8月23日付け調査報告書(甲10。以下「本件報告書2」という。)を作成し、その頃、原告にこれらを交付した。

コ 本件訴訟に係る訴状は、被告 W に対して、令和2年2月20日に、被告早稲田大学に対して、同年19日に送達された。(当裁判所に顕著な事実)

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告 W によるハラスメント行為の有無

(原告の主張)

被告 W は、次のアのとおり原告との間で支配従属関係を構築し、イのとおり違法なハラスメント行為を行った。

ア 支配従属関係の構築

被告 W は、原告の入学面接試験の際や、その後の合格発表以前から、原告に対し、聴講すべき授業を命令した。そして、原告の入学後、被告 W は、原告の指導教員となったところ、原告に対し、他の教授が原告の指導教員を引き受けなかったために被告 W が原告の指導教員になったと虚偽の説明をして恩を着せた。さらに、被告 W は、原告に対し、原告が入学試験の際に提出した作品を厳しく講評したり、下記イウのとおり原告が創作の拠り所としていた作家等を批判したりする一方で、被告 W の研究室においては原告に丁寧に対応したり、原告のみに対し、飲み会に誘う、イベント入場料を免除する、教科書や本を無料で渡すなどといった優遇的な取扱いをしたりした。

以上の過程により、被告 W は、原告との間で、指導教員と大学院生としての地位よりも強い支配従属関係を構築した。

イ 被告 W の違法なハラスメント行為は以下のとおりである（以下の各行為を総称して「本件ハラスメント行為」という。）。

5 (ア) 被告 W は、本件合格以降、日常的に、原告が短パンや短いスカートを
はいていると、原告の足元を凝視した（以下「本件凝視行為」という。）。
本件凝視行為は、原告の意に反する性的な関心や欲求に基づく性的な言動
に当たるから、セクシャルハラスメントであって違法な行為である。

10 (イ) 被告 W は、本件合格以降、原告に対して「かわいい」などと外見につ
いて発言した（以下「本件外見発言行為」という。）。本件外見発言行為は、
原告の意に反する性的な関心や欲求に基づく性的な言動に当たるから、セ
クシャルハラスメントであって違法な行為である。

15 (ウ) 被告 W は、本件合格以降、原告と電車に乗り合わせた際に身体を接触
させたり、エレベーターや飲み会においては原告の肩や背中を押す、原告
の頭を触るなどの行為を行ったりした（以下「本件身体接触行為」という。）。
本件身体接触行為は、必然性のない行為であり、原告の意に反する性的な
関心や欲求に基づく性的な言動に当たるから、セクシャルハラスメントで
あって違法な行為である。

20 (エ) 被告 W は、平成28年1月22日、原告と他の大学院生とともに居酒
屋に行った際に、原告が冗談で「寄付して下さい」と言ったところ、原告
に対し、「キス」と言って顔を近付けた（以下「本件キス発言行為」とい
う。）。本件キス発言行為は、原告の意に反する性的な関心や欲求に基づく
性的な言動に当たるから、セクシャルハラスメントであって違法な行為で
ある。

25 (オ) 被告 W は、平成28年の春学期の被告 W の授業中、原告が雨の中通
学したために上着が濡れたまま授業に出席したところ、原告に対し、他の
出席者である学生に上着を借りるように命じ、原告がその指示に従って上
着を脱いだところ、被告 W は、原告に対し、原告が上着を脱ぐ様子を眺

めて、上着の下が裸だったらどうしようといった趣旨の発言をした（以下「本件授業時発言行為」という。）。本件授業時発言行為は、原告の意に反する性的な関心や欲求に基づく性的な言動に当たるから、セクシャルハラスメントであって違法な行為である。

5 (カ) 被告 W は、原告に対し、昼夜を問わず原告に授業と関係のない電話をし、原告が電話に出ないと叱責したことがあった（以下「本件電話及び叱責行為」という。）。本件電話及び叱責行為は、原告の意に反して原告の私的な領域に立ち入り、過度の要求をしている点、精神的な攻撃をしている点において、パワーハラスメントであって違法な行為である。

10 (キ) 被告 W は、本件合格以降、度々、原告に対し、二人きりで食事することを求め、二人きりで食事に行った際には、被告 W の食べかけの食事を直箸で原告の皿に乗せたり、原告の食べかけの食事を自分の方へ持って行ったりした（以下「本件会食要求及び食事シェア行為」という。）。同行為は、原告の意に反して優越的地位に基づき行われたものであるから、パワーハラスメントであり、かつ、原告の意に反して性的な関心や欲求に基づく性的な言動に当たるから、セクシャルハラスメントであって違法な行為である。

15 (ク) 被告 W は、原告に対し、被告 W のゼミの飲み会に原告の意に反して深夜2時まで出席を強いた（以下「本件飲み会出席強要行為」という。）。本件飲み会出席強要行為は、原告に対して被告 W の優越的な地位に基づくものであるから、違法である。

20 (ケ) 被告 W は、本件合格以降、被告 W の授業において、原告が創作の拠り所としていた村上春樹、河合隼雄及びユングらの作家自身、作品並びに思想を「死ね」などの表現を用いて罵倒し、それらの作家等を信奉する者は馬鹿であると公言した（以下「本件作家等罵倒行為」という。）。本件作家等罵倒行為は、原告に対し、原告の能力が低いと思わせるような環境を

形成するとともに、原告の人格攻撃をするものであるから、社会通念上相当な方法とは到底いえず、批判・評価の域を超えるものであるから、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントであって違法な行為である。

5 (ロ) 被告 W は、本件合格以降、原告に対し、おにぎりやティッシュなどの買出しといった個人的用事を命じた（以下「本件私用強要行為」という。）。本件私用強要行為は、指導の範囲を超えて不適切なものであるから、アカデミックハラスメントであって違法な行為である。

10 (ハ) 被告 W は、平成29年4月20日、飲食店において、「卒業したらおれの女にしてやる」といった趣旨の発言をした（以下「本件おれの女発言行為」という。）。本件おれの女発言行為は、原告の意に反する性的な関心や欲求に基づく性的な言動に当たるから、セクシャルハラスメントであって違法な行為である。

15 (ニ) 被告 W は、原告に対し、同月27日、その数日前に被告 W の電話に原告が出なかったことについて詰問し、また、原告が出席する飲み会に案内するように要求し、これを原告が断ったものの、被告 W は、原告の関知しないところで飲み会の場において、原告が被告 W に挨拶もしないでいると、帰り際に原告のことをにらみつけた（以下「本件詰問及び飲み会案内要求等行為」という。）。本件詰問及び飲み会案内要求等行為は、被告 W の指導的立場を利用したセクシャルハラスメントであって違法な行為である。

20 (ス) 被告 W は、同年5月後半頃、たまたま遭遇した原告に対し、ニヤニヤと笑いながら近づき、「卒業は大丈夫なんですか」、「単位は大丈夫なんですか」などと声を掛けた（以下「本件卒業要件発言行為」という。）。本件卒業要件発言行為は、被告 W の指導的立場を利用して原告を威圧するものであって、パワーハラスメントであって違法な行為である。

25 (被告 W の主張)

ア 支配従属関係の構築は否認し、争う。

イ 本件凝視行為は否認し、争う。

ウ 本件外見発言行為は否認し、争う。

エ 本件身体接触行為は否認し、争う。

5 オ 本件キス発言行為は否認し、争う。

カ 本件授業時発言行為について、被告 **W** が、雨で濡れた上着を着たままであった原告を見て上着を借りるように言ったことは認め、その余は否認し、争う。被告 **W** は上記発言をしたにとどまり、それが不法行為と評価される余地はない。

10 キ 本件電話及び叱責行為のうち、被告 **W** が叱責したことは否認し、本件電話及び叱責行為が違法な行為であることは争う。

ク 本件会食要求及び食事シェア行為のうち、被告 **W** が原告に対して二人きりで食事をするを求めたことは否認し、本件会食要求及び食事シェア行為がセクシャルハラスメントであることは争う。

15 ケ 本件飲み会出席強要行為は否認し、争う。

コ 本件作家等罵倒行為について、原告が村上春樹、河合隼雄及びユングらを創作の拠り所としていたかは不知であり、本件作家等罵倒行為が違法であることについては、争う。本件作家等罵倒行為は、被告 **W** の思想表明であり、批判に過ぎないことに加え、原告に対して行われたものでないから違法行為にはならない。

20

サ 本件私用強要行為については、不知であり、私用を強制してはいないから、違法でない。

シ 本件おれの女発言行為は認め、それが不法行為としてのハラスメントであるとの主張は争う。同発言は、原告との間で卒業後の話になった際に、原告が結婚すると言ったことに対してなされたものであり、また、原告の才能に対する愛着の表明であり、さらに、身体的な接触もなく強制も伴わない一回

25

的な同発言のみをもって損害賠償金の支払義務が発生するほどのハラスメントには該当しない。

ス 本件詰問及び飲み会案内要求等行為は否認し、争う。

セ 本件卒業要件発言行為は認め、違法であるとの主張は争う。

5 (被告早稲田大学の主張)

ア 支配従属関係の構築については否認し、争う。

イ 本件凝視行為のうち、被告 W が原告の足元を見たことがあったことは認める。

ウ 本件外見発言行為は認める。

10 エ 本件身体接触行為は認める。

オ 本件キス発言行為は否認する。

カ 本件授業時発言行為は認める。

キ 本件電話及び叱責行為について、被告 W が、原告に対し、度々電話をして、原告が電話に出ないと叱責したことは認め、これがハラスメントに当たることは争う。

ク 本件会食要求及び食事シェア行為は認める。

ケ 本件飲み会出席強要行為は認める。

コ 本件作家等罵倒行為のうち、被告 W が、ユング派の理論、作品及び作家について「死ね」と発言したことは認め、これがハラスメントに当たることは否認する。

20 サ 本件私用強要行為について、被告 W が自習中の原告に対しておにぎりを買ってこいと命じたことは認める。

シ 本件おれの女発言行為は認める。

ス 本件詰問及び飲み会案内要求等行為は不知。

25 セ 本件卒業要件発言行為は認める。

(2) M 教授の不法行為及び M 教授を履行補助者とする被告早稲田大学の債

務不履行の有無

(原告の主張)

ア 義務の発生根拠及び義務内容

5 大学は、その学生に対し、在学契約に基づき、研究・学習にふさわしい環境を提供する義務を負い、その一環として、学生の研究・学習が阻害された場合には、そのような阻害行為を速やかに除去して学生の被害を回復する義務を負う。大学の教員も、大学の被用者又は履行補助者として、同様の義務を負い、大学の教員が同義務に違反した場合、大学は不法行為責任（使用者責任）及び在学契約上の債務不履行責任を負うというべきである。

10 現代文芸コースの主任であった **M** 教授は、平成29年4月24日、原告から、本件おれの女発言行為をはじめとした被告 **W** のハラスメント行為について本件相談を受けたため、原告の被害を認識した。そうすると、**M** 教授には、原告の相談するハラスメント行為に関する事実関係を確認して被害を真摯に受け止め、原告の被害の回復につき適切な措置をとるべき義務がある。

イ **M** 教授の義務違反

15 **M** 教授は、下記の言動により同義務を怠った。

20 (ア) **M** 教授は、本件相談の際、原告に対し、①「面倒なことは嫌だ」などと言い、原告の相談を真摯に受け止めず、②「セクハラはもっとすごいやつだ」などと言って被害の深刻さを理解せず、③「原告に隙がある」などと言って二次加害行為を行い、本件相談以降も、④被告 **W** に対する詫びの言葉があるとよいのではないかといった趣旨のメールを送付したことより、被害回復につき適切な措置を講ずることを怠った。

25 (イ) **M** 教授は、原告に対し、本件相談の際、被告 **W** の行為について⑤「教員変更もしたくない」、⑥「ハラスメント委員会に行くと調査とかとても

煩雑で大変なんだよ」、⑦「口外しないように」、⑧「しばらく様子を見よう」などといった趣旨の発言をし、本件相談以降も、⑨文学学術院事務所に相談の際に具体的なことは話したのでしょうか、⑩被告 W との問題はあまり広まらないようにした方がよいので慎重にしてくださいなどと記載したメールを送付した（以下、上記 M 教授の①～⑩の行為をそれぞれ「M 教授の行為①～⑩」という。）ことにより、原告に対して口止めをし、事態の収束と隠蔽を優先してコース内部の問題にとどめようとして、被告 W の行為に関する問題を適切な救済機関に持ち込ませることを妨げたことにより、被害回復への尽力を怠った。

（被告早稲田大学の主張）

ア 義務の発生根拠及び内容について

否認し、争う。相談を受けた教職員が個人の立場で組織が負担するのと同等の安全配慮義務を負担するものではない。

イ 義務違反について

（ア）原告の主張イ（ア）のうち、M 教授が「面倒なことは嫌だ」という趣旨の発言をしたこと、「原告に隙がある」といった趣旨の発言をしたことは認め、これらの発言は M 教授が事態を隠蔽する意思に基づくものではないから、これらの発言が違法又は義務違反であるとの主張は争う。その余は否認し、争う。

（イ）原告の主張イ（イ）のうち、M 教授が、原告に対し、被告 W のハラスメントについてあまり外で言わないようにという趣旨の発言をしたこと、上記⑨及び⑩の趣旨の各メールを送付したことは認めるが、違法又は義務違反であるとの主張は争う。M 教授の行為は、ある一時点の発言やメールの内容のみを切り取るべきではなく、その前後の経緯に照らして違法性等を判断すべきである。M 教授は、原告と被告 W との間の人間関係の調整役として、上記メールの送付時点では原告の指導教員が被告 W から H

教授に変更された上に M 教授から被告 W に対する注意もされていた時期であったことを特に考慮し、調整をできるだけ穏便に行おうとの意図に基づいていた。また、原告も、上記メールの送付時点においては、ハラスメント防止室への相談に何らの言及もすることなく、解決手段として M 教授による調整を求めている。そして、特に⑩のメールの送付に当たって、M 教授は、H 教授と相談の上、原告から被告 W に対するメールを送付することの意味を検討していた。以上の経緯に照らせば、M 教授による上記発言やメールの送付は、社会通念上相当を欠くとはいえず、違法又は義務違反であるとはいえない。

その余は否認し、争う。

- (3) I 准教授の不法行為及び I 准教授を履行補助者とする被告早稲田大学の債務不履行の有無

(原告の主張)

ア 義務の発生根拠及び義務内容

I 准教授は、被告 W による本件ハラスメント行為を熟知していた。そうすると、I 准教授にも、原告の相談するハラスメント行為に関する事実関係を確認して被害を真摯に受け止め、原告の被害の回復につき適切な措置をとるべき義務がある。

イ I 准教授の義務違反

アの義務があるにもかかわらず、I 准教授は、下記の言動により、被害を真摯に受け止めて原告の被害の回復につき適切な措置をとるべき義務を怠った。

(ア) I 准教授は、原告の指導教員が被告 W から H 教授に変更された平成 29 年 5 月 20 日頃から、原告も出席する I 准教授自身の講義において、被告 W を称賛する発言を繰り返し、被告 W によるセクハラ発言について被告 W を擁護する発言をした。

- (イ) I 准教授は、平成29年11月頃、原告による被告 W のセクハラのご報告に協力しようとした T 助教（以下「T 助教」という。）に対し、発言を控えるように圧力をかけた。
- (ウ) I 准教授は、平成30年1月頃、原告に対し、原告が成長できたことに関して被告 W にお礼を言うように申し向けた。

(被告早稲田大学の主張)

ア 義務の発生根拠及び内容について

争点(2) (M 教授の不法行為及び M 教授を履行補助者とする被告早稲田大学の債務不履行の有無) 同様に争う。また、I 准教授は原告からハラスメントの相談を受けたわけではないから、義務の発生根拠及び内容は否認し、争う。

イ I 准教授の義務違反について

(ア) 原告の主張イ(ア)について、I 准教授による被告 W の研究成果を称賛する発言があったことは認め、その余は否認し、争う。原告の主張は、具体的な日時、場所、内容の特定が足りない。同発言は、学問の自由に属する事柄であり、不法行為又は債務不履行となることはない。

(イ) 原告の主張イ(イ)について、否認し、争う。

(ウ) I 准教授による被告 W へお礼を言うように申し向けた行為については認め、義務違反であるとの主張は争う。I 准教授の発言は、その前後の経緯に照らして違法性等を判断すべきである。I 准教授は、修士論文審査後の祝賀会という場面で原告、I 准教授以外の多くの人がいる状況において、上記発言をした。また、上記発言は、あくまでも、I 准教授が教えたことの半分は、I 准教授の師匠である被告 W から教わったことであるから、被告 W にもお礼を述べてもらえたら嬉しいという文脈において、I 准教授の感情を述べたに過ぎず、原告に対してお礼を命じたり強要したりしたのではない。また、I 准教授の発言内容をもて、

被告 W の責任を否定し難いものと考えていることを前提としている。以上からすれば、I 准教授の発言が社会通念上相当性を欠くとはいえない。

(4) 原告退学後の被告早稲田大学の不法行為及び債務不履行の有無

(原告の主張)

ア 義務の発生根拠及び義務内容

被告早稲田大学は、被告 W、M 教授及び I 准教授による上記(1)ないし(3)の不法行為又は義務違反について、使用者としての責任を負い（又は原告に対して良好な教育、学習及び教育環境を提供し、セクハラ及びパワハラ等により学生、院生の教育、学習及び教育環境並びにその権利が阻害されないように配慮する義務を負っているにもかかわらず、履行補助者である被告 W、M 教授及び I 准教授においてその義務に違反し）、その結果原告に損害を与えた。そして、被告早稲田大学は、原告の退学後、本件セクハラ行為を認識した。したがって、被告早稲田大学は、原告に対し、信義則上、原告が現代文芸コースを退学した後もその被害の回復に尽くす義務として、被告早稲田大学における救済機関であるハラスメント防止室において、原告の訴えを丁寧に聴取し、本件調査委員会において適切な調査を実施し、処分を含む適切な対応によって、原告の被害を回復する義務を負っていた。

イ 被告早稲田大学の義務違反

アの義務があるにもかかわらず、被告早稲田大学は、下記の対応により、原告の被害の回復に尽くすべき義務を怠った。

(ア) 被告早稲田大学のハラスメント防止室は、原告が面談の事前相談のために連絡をした際、退学者の訴えは取り上げないかのような対応をし、原告が面談への親族の同行を要望したのに対して、これを受け入れる姿勢を示さなかった。

(イ) 被告早稲田大学では、事前相談当時、ハラスメント防止室の担当者が名乗ることをせず、代理人を立てることができない決まりになっていると説

明し、相談とは別に申立書の提出を求められ、郵送による申立ては認められないと説明された。

(ウ) 被告早稲田大学が原告の申立てを受けて設置した本件調査委員会は、本件報告書の作成過程において調査を行ったところ、被告 W の本件作家等罵倒行為について、擁護する認定をした。また、被告 W の他のハラスメントや他の教員によるハラスメントについての認定も行わなかった。このような本件報告書に係る調査は、不公正で不十分であった。

(エ) 本件調査委員会は、本件報告書 2 の作成過程において調査を行ったところ、同委員会が M 教授の供述と反する原告の友人 B (以下「B」という。) の供述を採用せずに M 教授の発言を認定したことは、歪んだ事実認定であり、不公正であり不十分であった。

(被告早稲田大学の主張)

ア 義務の発生根拠及び義務内容について

争う。在学契約の終了により、学生が大学において教育役務を受け、施設利用をするという利益追求は終了するから、被告早稲田大学には、原告との間の在学契約終了後においても原告に対する学習教育環境に関する配慮義務があるとはいえない。

イ 被告早稲田大学の義務違反について

(ア) 原告の主張イ(ア)のうち、退学者の訴えを取り上げないかのような対応をしたことが違法又は義務違反であるとの主張は否認ないし争う。退学者の訴えを拒絶する趣旨の対応をしたものではない。

親族の同行を受け入れる姿勢を示さなかったことは否認する。

(イ) 原告の主張イ(イ)について、担当者が名乗らなかったことは認め、これが違法又は義務違反であるとの主張は争う。

代理人を立てることができない決まりになっていると説明したこと及び郵送の申立ては認められないと説明したことは否認する。

(ウ) 原告の主張イ(ウ)及び(エ)は否認し、争う。

ハラスメント調査に当たっては学内の情勢を踏まえた専門的判断が必要である。また、本件調査委員会はいくまでも学内のリスク管理のために設置されたものであるから、本件調査委員会の在り方については被告早稲田大学の合目的的判断に委ねられるべき事柄である。以上からすれば、本件調査委員会の調査内容及び調査方法は、本件調査委員会の合理的な裁量に委ねられ、本件調査委員会の調査内容及び調査方法に関する判断が違法又は義務違反となるのは、その判断に裁量の逸脱濫用が認められる場合である。

本件調査委員会において、そのメンバーは中立性を有し、調査の方法も原告の苦情申立書をもとにヒアリング対象者を選定し、供述が食い違う部分やそもそも供述者が不明と述べるものを排斥し、供述者の属性や供述内容を考慮して供述の信用性を判断するなど、当然の事実認定によっている。したがって、本件報告書及び本件報告書2の作成のための調査が不公正、不十分であるということとはできず、本件調査委員会がその裁量を逸脱濫用したということとはできない。

(5) 損害及び因果関係

(原告の主張)

ア 退学前の本件ハラスメント行為等による損害及び因果関係

原告は、前記(1)ないし(3)の本件ハラスメント行為等により現代文芸コースの退学を余儀なくされ、多大な精神的苦痛を被った。これらによる慰謝料額は、500万円を下らない。また、相当因果関係のある弁護士費用は、50万円を下らない。

イ 退学後の被告早稲田大学の不法行為又は債務不履行による損害及び因果関係

原告は、上記(4)の原告退学後の被告早稲田大学の不法行為又は債務不履行

により、精神的苦痛を被り、その慰謝料額は100万円を下らない。また、相当因果関係のある弁護士費用は、10万円を下らない。

(被告 W の主張)

原告が現代文芸コースを退学したのは、単位不足を踏まえた原告の自由意思に基づくものというべきであるから、本件ハラスメント行為と原告の損害との間に相当因果関係は認められない。

(被告早稲田大学の主張)

ア 退学前の本件ハラスメント行為等による損害及び因果関係

被告 W の主張と同じ

イ 退学後の被告早稲田大学の不法行為又は債務不履行による損害及び因果関係

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、各項に掲げた証拠及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

(1) 被告 W の原告に対する行為等

ア 被告 W は、本件合格以降いずれかの時点において、原告に対し、「かわいい」と発言した。(甲3、8、77、被告 W 本人8頁)

イ 被告 W は、本件合格の後であり、かつ、現代文芸コースに入学する前である平成27年12月3日、原告と満員状態の電車に乗り合わせた際に、原告と身体を接触させた。また、被告 W は、同月12日に開催された現代文芸コースの学会の打上げとしての飲み会において、原告の頭、肩及び背中を触った。(甲3、8、77、被告 W 本人26頁)

ウ 被告 W は、平成28年4月頃の被告 W の授業中、原告が雨の中通学したために上着が濡れたまま授業に出席したところ、原告に対し、他の出席者